

「働く事」を学ぶ（労働教育）

使用者委員 久永 修平

労働委員会の使用者委員を拝命して、一年半が経ちました。

その中で労働問題研究会、公労使合同研修会、様々なテーマでの講演会など、労働問題の事例、労働関係法令、判例などについて多くのことを学ばせて頂きました。

今後、学ばせて頂いたことを労働相談会、あっせんなどの労働委員会の業務の中で役立てて、労使間のトラブルの解決に努めたいと存じます。

労働相談会でのご相談を受ける中で、感じるがあります。

それは、ご相談に来られる労働者の方も、使用者の方も「働く上での権利と義務」「使用者の義務と責任」「働くことの意義・意識」などについて理解不足・知識不足の方が多いと感じます。

労使でお互いが知識不足であると、意思疎通（コミュニケーション）がうまく行かずトラブルの原因となります。

「ブラックバイト」、「ブラック企業」、「ハラスメント」などをなくすためには、トラブルが発生してから解決するのではなく、発生を摘むことが肝要だと感じます。

そのためには、労使がお互いに「働く事」について「学ぶ事」が大事だと思います。

少子高齢化で若者の労働力が不足する中、未来を担う若者が「働く事の意識の欠如」や「ブラックバイトや長時間労働」で労働意欲をなくす事は避けなければなりません。

そのためには、学校教育で「働く事」、「仕事」について学ぶ基礎教育（意識、責任、権利、義務）とその体系的なカリキュラムの必要性を感じます。

今、働く環境は職業、職種、就業形態が多様化しています。そのことに対応した、学校での早期の基礎教育と継続的な社会教育、企業内での実務研修の両輪で労使問題の根絶を願います。

労働委員会も皆様が安心して働ける社会を目指して、常に学び続けて参ります。